

入会のご案内

労働基準協会とは、昭和22年の労働基準法の制定を受け、労働基準監督署の指導により労働基準法の普及と遵守を目的に、国内の各労働基準監督署管内の事業主が設立した任意団体です。

新津労働基準協会は、昭和23年主に新津労働基準監督署管内の事業主により設立され、昭和43年6月18日に社団法人として主務官庁の許可を受け、登記されました。平成20年12月法人法が施行され、従来の社団法人及び財団法人は、法人法が定めた新公益法人移行認可を受けなければならず、当協会は、平成24年3月県の審議会において認可を受け、同年4月1日より法人格を改め一般社団法人新津労働基準協会とし現在に至っております。会員数は、平成10年頃に550を超えておりましたが、この時期を境に徐々に減少し、令和4年4月1日現在では327会員の方々に支えていただいております。

法令は常に時勢の要請により改廃、ときに制定されるものです。今日では少子高齢化により育児介護、仕事と生活の調和、過重労働、正規非正規労働者、男女の雇用格差など労働関係の諸問題が多く、安全衛生関係では、メンタルヘルスや受動喫煙防止対策、リスクアセスメントの導入が求められ、法改正の度に事業主は適正な労務管理、安全衛生管理が求められています。

当協会では、労災事故防止の為に安全衛生管理に重点を置き、新津労働基準監督署をはじめ労働行政の支援のもと、関係法令の改正等に対して会員の皆様に正確な情報提供をすると共に、会員事業所間の情報交換と親睦を図りながら事業運営に寄与することを目的として活動しております。

主な事業内容は下記のとおりです。御社の繁栄と地域の発展の為に、事業内容をご理解の上何卒ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

記

- 1・労働安全衛生法に定められた特別教育等の実施
- 2・労働安全衛生法に定められた技能講習の受付
- 3・労務、安全、衛生管理に関する研修会の実施
- 4・『月刊労働基準ニュース』の送付
- 5・法律の改正及び主要行政通達の情報提供
- 6・労働安全衛生法関係の教育図書及び用品のあつせん
- 7・優良事業場の表彰推薦

